

組織内議員 群馬県議会議員 本郷高明より



日本の教育における私費負担の割合は、特に就学前教育と高等教育で OECD 平均を大きく上回っています。就学前教育では 49.4% (OECD 平均 18.5%)、高等教育では 60.3% (OECD 平均 23.6%) と突出しており、これが親の所得に基づく教育機会の格差を生む要因となる可能性が指摘されています。

一方、初等中等教育では 8.7% と OECD 平均 (7.4%) に近い水準であるものの、全体として私費負担の高さが課題です。特に就学前教育における私費負担の高さは、幼児教育の普及や質の向上に悪影響を及ぼす恐れがあります。所得の低い家庭では幼児教育を受けられない場合もあり、これが学力や社会性の育成における不平等を拡大させる可能性があります。同様に、高等教育における私費負担の高さは、学生やその家庭の経済的負担を増大させ、進学率や教育の質に影響を与える懸念があります。この問題を解決するためには、教育費負担の軽減を図る政策が求められます。具体的には、就学前教育の無償化の推進、高等教育における奨学金制度の拡充、教育機関への公的支援の増加が挙げられます。また、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受けられる環境を整備することが、教育格差を解消し、日本の未来を支える人材を育てるために重要です。日本が持続可能で公平な教育制度を構築するためには、公教育の重要性を再認識し、社会全体で教育投資を強化する必要があります。

お金に関するご相談は <ろうきん>におまかせください!!

支店での直接相談・オンライン相談予約

群馬地区では、平日夕方・土日
でも相談できます。
また、勤務先でも相談が可能です。

ご予約は
こちらから

※一部非開催の店舗がございます。
※相談会の開催日が異なる場合がございます。

中央ろうきんへ取次ぎ希望の方は組合事務所へ
詳細は中央ろうきん群馬地区各支店へお問い合わせください。

[2024年12月1日現在]

ゆうゆう共済の2025年度募集キャンペーン

○高崎（旧高崎・旧群馬）、安中
2025年1月20日（月）～24日（金）

○太田、藤岡・旧多野、富岡・甘楽
2025年1月27日（月）～31日（金）

○館林・邑楽、桐生・みどり、伊勢崎・佐波
2025年2月3日（月）～7日（金）

○前橋、渋川・北群馬、沼田・利根、吾妻
2025年2月17日（月）～21日（金）

○3大疾病コース（無配当保険）を新設

加入者の皆さんからの要望が強かった「3大疾病コース」を新設。受け取り保険金額を300万円まで選択可能となります。また、これまでの「3大疾病保障特約」の補償に加えて上皮内新生物等も補償の対象となります。

※「3大疾病コース」新設に伴って、現行の介護充実コースの「3大疾病保障特約」が廃止となります。現在、「3大疾病保障特約」にご加入の皆様につきましては、後日、3大疾病コースへの移行についてのご案内を送付いたします。

もっと知ろう！ 同和問題のこと

同和問題（部落差別）のこと、学んでみませんか

演題 「部落問題の現状」

講師 深田広明さん
(部落解放同盟群馬県連合会事務局長)

主催：群馬県教職員組合
後援：群馬県教育委員会（予定）・群馬県PTA連合会

組合加入はスマートフォン
インターネットからも！仲間の声を広げよう！組合加入はこちら→

群馬県教育研究集会講演会

日時
2月15日（土）
14:00～15:45
(受付13:30～)

会場
群馬県教育会館
3F 中会議室

申込み方法

二次元コード、または、案内チラシを利用しての
FAXで（2月7日（金）までにお願いします）
※どなたでも参加できます！



ぐんま教育新聞



発行所
前橋市大手町3の1の10
(教育会館)
電話(027)231-1151(代)
群馬県教職員組合



「子どもたちに平和で平等な未来を」 ～いかそう憲法・つくろう心の居場所～

県教組女性部は、12月14日（土）に「母と女性教職員の会」群馬県集会を実施しました。集会は「不登校」「LGBTQ」「性教育」の3つの分科会で、協力者の話を聞いた後グループ討議を行いました。



第1分科会 山本泉さん

【第1分科会】

協力者は「NPO 法人カウンセリング&コミュニケーション・ミューの主宰者である山本泉さん。「もっと知ろう生きづらさを感じるあなたのこと」というテーマで、不登校の生徒やその家族の支援（オープンドアサポート事業）をしている山本さんの活動の実際をお聞きしました。

（感想）

- ・生きづらさを感じている子どもが増えている時代にこのような活動をされていることに感銘を受けた。不登校になった子どもにどのように対処していったらいいか、考えさせられた。

- ・不登校の子が「孤立しない」、「孤立させない」ようサポーターがフォローし、持続可能なシステムを構築していること大変感銘を受けました。
- ・とてもすばらしい活動をなさっているお話を聞いて有意義だった。今日のお話を聞き、自分にできそうなことを見つけていきたいと思った。



第2分科会 間々田久渚さん

【第2分科会】

協力者は一般社団法人「ハレルワ」の間々田久渚さん。「もっと知ろう LGBTQ のこと」というテーマで多様性を認め合える社会の実現をめざして LGBTQ の方の居場所づくりや地域社会での啓発活動の様子をお聞きしました。

（感想）

- ・多数派の人が「自分は普通だから」と言ったことに対し、少数派は「普通じゃないのか」と言った間々田さんの言葉が印象に残った。LGBTQ の方に限らず、相手を尊重する気持ちを忘れないようにしようと改めて思った。
- ・普段から様々な子どもと一緒に過ごしているため、男女を意識させる言葉掛けには注意しているつもりではいたが、アンコンシャスバイアスという言葉を知り、無意識のうちに誰かを傷つけるようなことを言っていないかどうか考えさせられた。
- ・辛い時に誰かを支えてあげられる存在でありたい、気持ちに寄り添える人でありたいと思っている。まずは知ること、学ぶことが差別や偏見を少しでもなくしていく一歩になると感じた。参加してよかったです。
- ・すべての子どもが安心して学べる学校であってほしいと思う。そのため何ができるか考えていきたい。



第3分科会 藤野彩子さん

【第3分科会】

協力者は元養護教諭で性教育アドバイザーの藤野彩子さん。「もっと知ろう性教育のこと」というテーマで、性教育を児童生徒にポジティブにしかも正しい知識を身につけさせるためにはどうしたらよいかをお聞きしました。

（感想）

- ・生殖の科学とか、法改正の件など、知らなかった事が色々あったので、有益だったと思います。性が売り物のように扱われる傾向はますます強くなっているので、社会的に認知を増やしていく必要があると感じました。



学習内容と標準時数の見直しを

学習指導要領改訂に向け、院内集会とシンポジウムを開催



大森直樹さん（東京学芸大学）

日教組は、11月26日、東京永田町の参議院会館において学習指導要領改訂に向けた院内集会を開催し、大森直樹（東京学芸大学教授）による「学習指導要領の問題点と改訂の課題」と題した講演と、現場教員と保護者など3人のパネリストが参加してのシンポジウムをおこないました。

現在、学習指導要領の改訂を前に、現行の学習指導要領の問題点を「カリキュラム・オーバーロード」という言葉でとらえる動きが現場と文科省の双方で始まっています。この問題点と課題について、東京学芸大学の大森直樹さんから講演がありました。

講演は、学習指導要領とともに改定される標準時数の在り方に着目して、現在多くの義務教育学校で小学4年生から中学3年生までがおこなっている1日に6時間の授業が子どもの生活に合っているのかという視点で調査・研究した結果に基づいた内容でした。講演の中で大森さんから、「小中学校の時数ガイドラインの提案」（右枠）がありました。

講演後のシンポジウムでは、カリキュラム・オーバーロードをめぐる問題をどうとらえるか、不登校の子どもたちが増えていることとの関連、そして今後どうするべきなのかについて議論しました。3人のパネリストから、「学習内容過多が子どもたちや教員の負担となっている」「6時間授業は、多くの子どもはつらく感じている」などの発言があり、学習指導要領の内容だけではなく、標準時数について考えなければならぬとしました。

学習指導要領改訂に向けて検討が始まろうとしています。その内容は、子どもたちの豊かな学びの実現と、教職員の働き方改革に大きく関連します。改訂に向けた議論を注視していくとともに、学校現場の声や子どもたちの実態を踏まえた改訂になるよう求めていかなければなりません。

<小中学校の時数ガイドラインの提案>

1. 「時数過多」の見直し
小学校は1日5時間までに、中学校は週5日のうち6時間授業は2日まで
2. 中学校の50分授業を45分授業に
3. 特別活動の時数は70時間に
4. 教科・領域の時数は35の倍数に
5. 学校の時数や内容に子どもや教職員の意見反映を
6. 標準時数は上回っても下回ってもよいことの再認識
7. 学習内容の削減
8. 全国学力調査を抽出調査に

小学校特別支援学級担任の持ち時数平均 週28.5時間

「適正な持ち時数設定のための校内支援体制の工夫について、市町村教育委員会や校長会に働きかけていきたい」（県教委）

県教組では、「特別支援担当教員の持ち時数調査」を数年前よりおこなっており、今年度も8月に実施をしました。調査の結果から、特別支援担当教員については、持ち時数は相変わらず多いことが明らかになりました。特に小学校の特別支援学級担当教員の持ち時数（協力学級への付き添い含む）の平均は週28.5時間となっており、空き時間が全くないという教員も多くいました。また、中学校においては、空き時間があっても、その時間に在籍生徒の支援を行うことが常態化している学校も多いという状況です。

このような状況を改善するため、今年も県教組は「特別支援学級の編制基準を6人とすること」「特別支援教育担当教員の適切な持ち時数設定のための具体的な措置を講じること」を県教委に求めました。交渉の結果、学級編成基準の引き下げは叶いませんでした。適切な持ち時数設定については、「適正な持ち時数設定のための校内支援体制の工夫について、市町村教育委員会や校長会に働きかけていきたい」との県教委の回答でした。今後も、学級編成基準の引き下げ、持ち時数の削減にむけてとりくみを継続します。



学校現場の声を国会へ

参議院議員（全国比例区）・日教組組織内議員

しゅんいち

みずおか俊一



みずおか俊一 WEB サイト
mizuoka.net

「学校現場の働き方改革」は進んでいるのか

～働き方改革に関する意識調査から～

日教組は「学校現場の働き方改革に関する意識調査」の結果を発表しました。この調査は、2018年から実施されており、毎年夏に皆さんにもご協力いただいているものです。目的は、「学校現場の実態」として、社会に発信するとともに、中教審への意見反映、文科省等との交渉・協議に活用し、「実感できる働き方改革」へつなげることです。調査のいくつかの項目について、改正給特法が施行された2022年と今年度の結果を比較してみました。

1. 勤務日（月曜日から金曜日）の労働時間【勤務日における休憩時間を除いた在校等時間労働】

	小学校	中学校	特別支援学校
2022年	10:31	11:06	9:52
2024年	10:22	10:48	9:34

いずれの校種もわずかではありますが、縮減傾向にあります。1日の所定労働時間（7時間45分）と比べると、小中学校で2時間半以上、特別支援学校でも2時間近く上回っています。これを月20日で換算すると、月45時間の上限を超える実態となっています。

この調査では「休憩時間を除いた」とありますが、休憩時間の調査では、小学校で平均9.8分、中学校で平均13.6分しか取得できておらず、法定休憩時間45分を大きく下回る結果となっています。

2. 週休日（土・日）における労働時間（1日平均）

①【週休日の在校等時間】

	小学校	中学校	特別支援学校
2022年	0:55	3:35	0:26
2024年	0:48	3:06	0:27

2024年の調査で週休日に出勤している人が最も多いのは中学校で77.8%でした。その中で運動部顧問が83.9%、文化部顧問が58.5%となっています。一方、部活動の顧問をしていない教職員や学校に部活動のない教職員で週休日に出勤している人は3割程度であることから、部活動顧問の週休日の在校等時間の短縮には、週休日の部活動の見直しが必要と言えます。

②【週休日に自宅で仕事を行った時間】

	小学校	中学校	特別支援学校
2022年	1:26	1:10	1:09
2024年	1:16	1:05	0:48

すべての校種で過半数の教員が週休日に自宅で仕事をしている実態があります。特に小学校では、6.62%の人が自宅で仕事を行っているという結果です。

2024年度の調査で週休日に自宅で仕事をしている人は61.8%となっており、この比率は調査を始めた2018年（65.1%）からほぼ変化はありません。本来「休日」である週休日にも、仕事をしている実態は変わっていません。

3. 教員の1週間の労働時間【1週間の労働時間（勤務日・週休日・在校等時間・自宅仕事時間）】

	小学校	中学校	特別支援学校
2022年	61:22	68:20	55:40
2024年	59:43	65:47	53:10

一昨年の調査から労働時間は縮減しているものの、法定労働時間（40時間）、所定労働時間（38時間45分）を大幅に上回る時間外労働時間は解消されていないと言えます。

改正給特法の施行された2022年と比較すると、全校種においていずれの項目も縮減傾向にあるものの、依然として時間外勤務をしている人は9割以上になっており、12時間以上の勤務は中学校で25.2%、小学校で13.9%にも上っています。また、自宅に持ち帰って仕事をする人は全校種の6割以上に上っており、働き方改革が進んでいるとは言えない状況が続いている。教職員の健康のため、教員のなり手不足を解消するために、「実感できる働き方改革」のとりくみを進める必要があります。

持続可能な学校の実現のため、学校の働き方改革の推進を

前橋駅で街頭行動を実施



1月12日、県教組は前橋駅頭において、学校の働き方改革の推進を求める街頭行動（ティッシュ配付）をおこないました。

8月に出された中教審答申を受け、文科省は教職調整手当の引上げや中学校生徒指導加配の配置等を来年度予算要求に盛り込みました。しかし、未だに文科省から業務削減についての具体策は示されていません。また、勤務時間管理が徹底されない大きな要因となっている給特法が維持されたままでは、今後も勤務時間管理が徹底されず、業務削減は進みません。学校の働き方改革を実現するためには、「業務削減」「教職員定数の改善」「給特法の廃止・抜本的見直し」が必要です。県教組は引き続き全国の仲間と連携して学校の働き方改革の実現を求めていきます。

